

発行者情報

【表紙】

【公表書類】

発行者情報

【公表日】

2025年3月28日

【発行者の名称】

株式会社フロンティアホールディングス
(Frontier Holdings Co., Ltd.)

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 中西 栄仁

【本店の所在の場所】

大阪市都島区東野田町一丁目21番14号

【電話番号】

(06)6356-5577 (代表)

【事務連絡者氏名】

管理部長 松野 誠

【担当 J-Adviser の名称】

フィリップ証券株式会社

【担当 J-Adviser の代表者の役職氏名】

代表取締役社長 永堀 真

【担当 J-Adviser の本店の所在の場所】

東京都中央区日本橋兜町4番2号

【担当 J-Adviser の財務状況が公表される ウェブサイトのアドレス】

<https://www.phillip.co.jp/>

【電話番号】

(03)3666-2321

【取引所金融商品市場等に関する事項】

東京証券取引所 TOKYO PRO Market
また、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

【公表されるホームページのアドレス】

株式会社フロンティアホールディングス
<https://frontier-hd.com/>

株式会社東京証券取引所
<https://www.jpx.co.jp/>

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時の役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次		第16期	第17期	第18期
決算年月		2022年12月	2023年12月	2024年12月
売上高	(千円)	7,918,027	10,001,720	12,006,213
経常利益	(千円)	1,003,958	1,437,466	1,648,504
親会社株主に帰属する当期純利益	(千円)	694,184	982,176	1,119,009
包括利益	(千円)	694,184	982,176	1,119,009
純資産額	(千円)	2,623,324	3,505,031	4,523,570
総資産額	(千円)	7,394,398	8,244,428	11,520,931
1株当たり純資産額	(円)	887.76	1,186.14	1,530.82
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	32.00 (15.00)	34.00 (17.00)	34.00 (17.00)
1株当たり当期純利益	(円)	234.92	332.38	378.68
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	(円)	—	—	—
自己資本比率	(%)	35.5	42.5	39.3
自己資本利益率	(%)	30.2	32.1	27.9
株価収益率	(倍)	5.42	—	—
配当性向	(%)	13.6	10.2	9.0
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△1,735,861	1,316,795	△1,366,599
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△46,457	△31,157	△101,747
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	2,439,563	△322,778	1,821,880
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	1,678,507	2,641,367	2,994,900
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	122 (26)	161 (27)	186 (41)

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 第17期及び第18期については、株式の売買実績がありません。

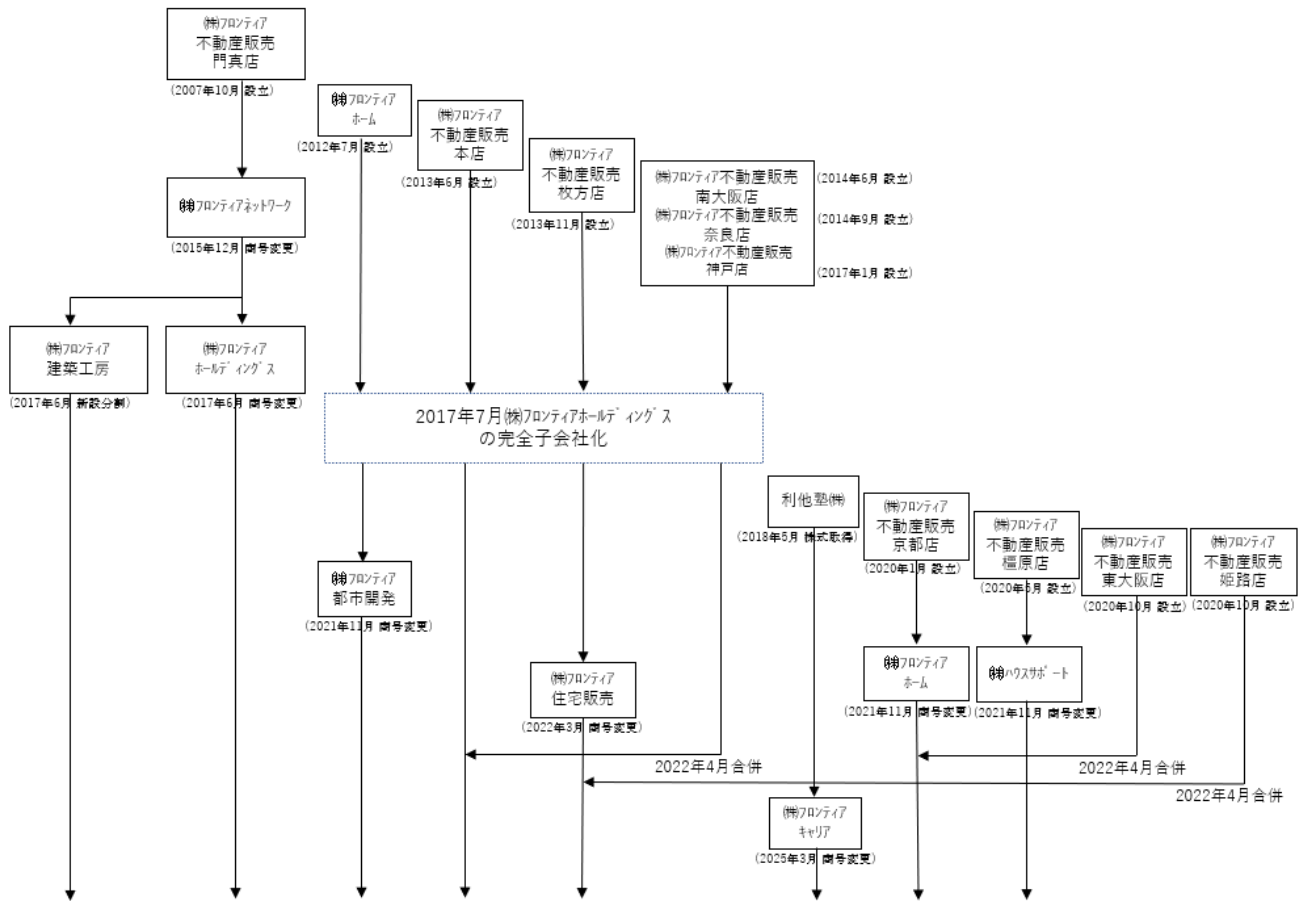
3. 従業員数は就業人員であり、平均臨時雇用者数は年間平均人員を()外数で記載しております。

4. 連結財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、監査法人コスモスの監査を受けております。

2 【沿革】

当社の設立以降、現在の企業集団に至るまでの経緯は、次のとおりです。

年月	事項
2007年10月	株式会社フロンティア不動産販売 門真店（現 株式会社フロンティアホールディングス）を創業
2012年 7月	株式会社フロンティアホーム（現 株式会社フロンティア都市開発）を設立
2013年 6月	株式会社フロンティア不動産販売 本店を設立
2013年11月	株式会社フロンティア不動産販売 枚方店（現 株式会社フロンティア住宅販売）を設立
2014年 6月	株式会社フロンティア不動産販売 南大阪店を設立
2014年 9月	株式会社フロンティア不動産販売 奈良店を設立
2015年12月	株式会社フロンティア不動産販売 門真店を株式会社フロンティアネットワークへ商号変更
2017年 1月	株式会社フロンティア不動産販売 神戸店を設立
2017年 6月	リフォーム事業を新設分割し、株式会社フロンティア建築工房を設立 株式会社フロンティアネットワークを株式会社フロンティアホールディングスへ商号変更
2017年 7月	株式会社フロンティア不動産販売 本店 株式会社フロンティア不動産販売 枚方店 株式会社フロンティア不動産販売 南大阪店 株式会社フロンティア不動産販売 奈良店 株式会社フロンティアホーム 以上5社を株式交換により完全子会社化 株式会社フロンティア不動産販売 神戸店の発行済株式の100%を取得し、完全子会社化
2018年 5月	利他塾株式会社（現 株式会社フロンティアキャリア）の発行済株式の100%を取得し、完全子会社化
2020年 1月	株式会社フロンティア不動産販売 京都店（現 株式会社フロンティアホーム）を設立
2020年 5月	株式会社フロンティア不動産販売 樫原店（現 株式会社ハウスサポート）を設立
2020年10月	株式会社フロンティア不動産販売 東大阪店（現 株式会社フロンティアホーム）を設立 株式会社フロンティア不動産販売 姫路店（現 株式会社フロンティア住宅販売）を設立
2021年12月	株式会社フロンティア不動産販売 枚方店を株式会社フロンティア住宅販売に商号変更 株式会社フロンティア不動産販売 京都店を株式会社フロンティアホームに商号変更 株式会社フロンティア不動産販売 樫原店を株式会社ハウスサポートに商号変更 株式会社フロンティアホームを株式会社フロンティア都市開発に商号変更
2022年 4月	株式会社フロンティア不動産販売 本店（以後、株式会社フロンティア不動産販売）を吸収合併 存続会社、株式会社フロンティア不動産販売 南大阪店、株式会社フロンティア不動産販売 奈良店及び株式会社フロンティア不動産販売 神戸店を吸収合併消滅会社とする吸収合併を実施 株式会社フロンティア住宅販売を吸収合併存続会社、株式会社フロンティア不動産販売 姫路店を吸収合併消滅会社とする吸収合併を実施 株式会社フロンティアホームを吸収合併存続会社、株式会社フロンティア不動産販売 東大阪店を吸収合併会社とする吸収合併を実施 株式会社フロンティアホームの支店として 尼崎店を開設
2022年 9月	東京証券取引所 TOKYO PRO Marketに上場
2024年 2月	株式会社フロンティア不動産販売の支店として 西宮店を開設
2024年 6月	株式会社フロンティア不動産販売の支店として 大津店を開設
2024年10月	株式会社フロンティア住宅販売の支店として 東灘店を開設
2025年 3月	利他塾株式会社を株式会社フロンティアキャリアに商号変更



3【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、持株会社の当社と子会社7社により構成されており、不動産仲介事業、リフォーム事業、戸建住宅事業及びアフターサービス事業を主たる業務として行っております。その他の事業として、人材育成、教育研修等の人事コンサルティング業務を行っております。当該区分は「第6 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメント情報の区分と同一であります。また、当社グループは、株式会社センチュリー21・ジャパンとフランチャイズ契約を締結し、事業を行っております。フランチャイズ契約の要旨は、「第3 事業の状況 5 経営上の重要な契約等」に記載のとおりであります。

(1) 不動産仲介事業

当社グループは、設立当初より、不動産売買の仲介事業を行っております。不動産仲介事業は当社グループの中核事業として位置付けており、大阪府を中心として京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県などに13店舗を展開しております。当社グループは、不動産売買仲介を基盤とし、他の事業セグメントに属するリフォーム、保険、家電といった住まいに関わるサービスのご提案を行っております。この他、土地、中古不動産の仕入や戸建住宅、中古不動産の販売といった戸建住宅事業、リフォーム事業の不動産売買仲介も行っております。

(関係会社) 株式会社フロンティア不動産販売、株式会社フロンティア住宅販売、
株式会社フロンティアホーム、株式会社ハウスサポート

(2) リフォーム事業

当社グループのリフォーム事業は、不動産仲介事業を営むエリアを中心として、オーナー様からの依頼や中古物件を購入されたお客様からの依頼によりリフォーム及び買取再販を行っております。リフォームに際しては、当社グループの不動産仲介事業と連携して、仲介を通じて中古住宅や中古マンションをご購入いただいたお客様へ、趣味嗜好やライフスタイルに合わせた提案を行っております。買取再販に際しては、中古不動産の買取を行い、当社グループのリフォームのノウハウを活かして、物件に合わせたリフォームを行い、付加価値を高めて販売しております。

(関係会社) 株式会社フロンティア建築工房、当社

(3) 戸建住宅事業

当社グループの戸建住宅事業は、不動産仲介事業を展開してきた中で築いてきた関係等から、土地の仕入を行うとともに、基本的なプランにお客様の要望を反映させることで、付加価値の高い建売住宅を販売しております。また、不動産仲介事業を営むエリアを中心として、土地仕入から新築戸建住宅の開発及び販売を行っております。

(関係会社) 株式会社フロンティア都市開発

(4) アフターサービス事業

当社グループのアフターサービス事業は、不動産仲介事業を通じて不動産を購入されたお客様に対して、火災保険や生命保険の提案、中古車の買取・販売等を行っております。

(関係会社) 当社

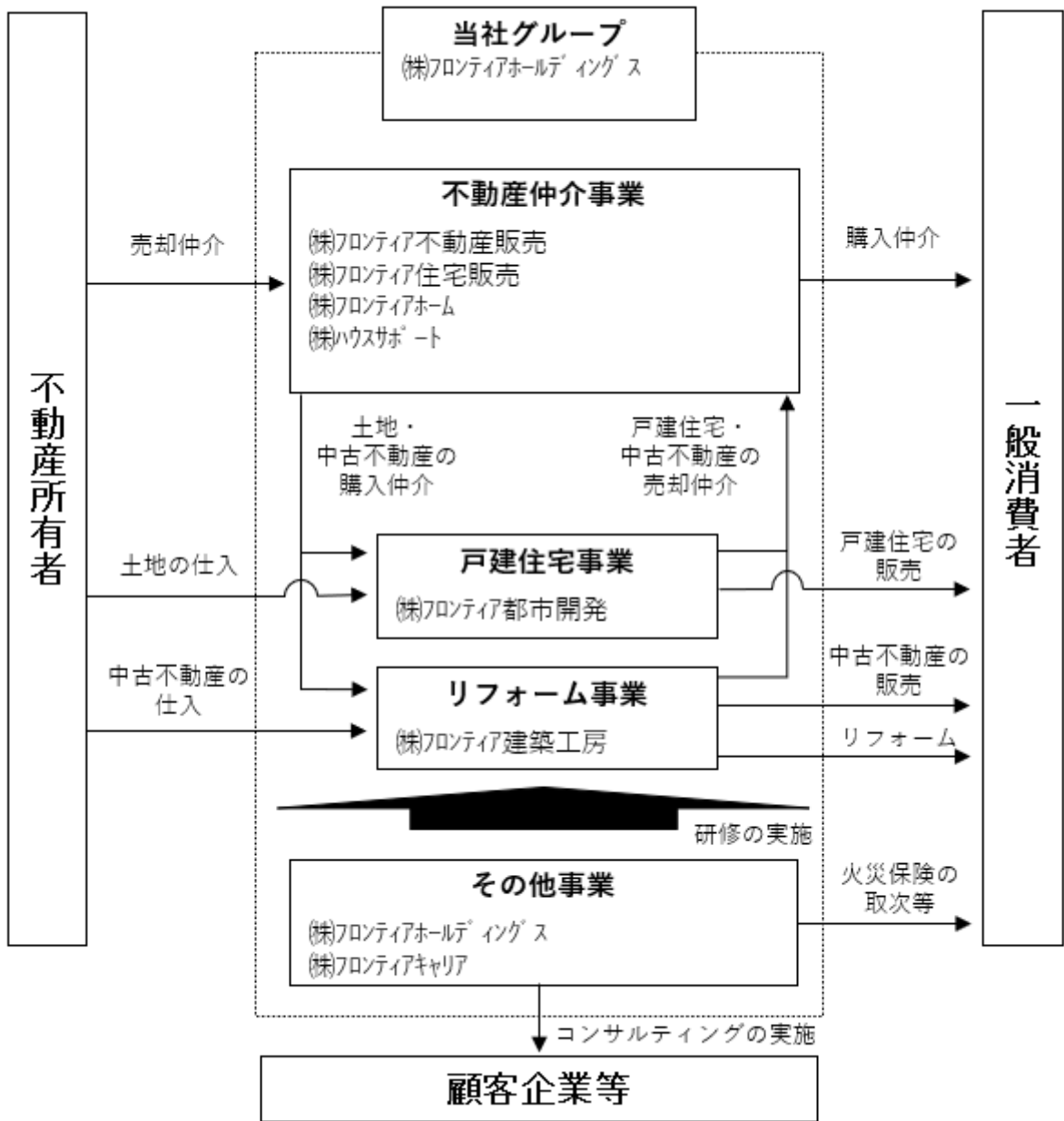
(5) その他事業

子会社において人材育成、教育研修等の人事コンサルティング業務を行っております。

(関係会社) 株式会社フロンティアキャリア (旧 利他塾株式会社)

当社グループの事業系統図は、次のとおりであります。

[事業系統図]



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の 内容	議決権の所有（又は 被所有）割合（%）	関係内容
(連結子会社) 株式会社フロンティア 不動産販売 (注) 2、3	大阪府守口市	10,000	不動産仲介事業	100.0	役員の兼任 経営指導の受託 資金の借入
株式会社フロンティア 住宅販売 (注) 2	大阪府枚方市	5,000	不動産仲介事業	100.0	役員の兼任 経営指導の受託 資金の借入
株式会社フロンティア ホーム (注) 2	京都市伏見区	8,000	不動産仲介事業	100.0	役員の兼任 経営指導の受託 資金の貸付
株式会社ハウスサポート	奈良県橿原市	8,000	不動産仲介事業	100.0	役員の兼任 経営指導の受託 資金の貸付
株式会社フロンティア 都市開発 (注) 2、3	大阪府守口市	100,000	戸建住宅事業	100.0	役員の兼任 経営指導の受託 資金の貸付
株式会社フロンティア 建築工房 (注) 2、3	大阪府守口市	10,000	リフォーム事業	100.0	役員の兼任 経営指導の受託 資金の借入
株式会社フロンティア キャリア (旧 利他塾株式会社) (注) 2	大阪府守口市	8,000	その他	100.0	人材教育 資金の借入

(注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

2. 特定子会社であります。

3. 株式会社フロンティア都市開発及び株式会社フロンティア建築工房、株式会社フロンティア不動産販売については売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

	株式会社 フロンティア 都市開発	株式会社 フロンティア 建築工房	株式会社 フロンティア 不動産販売
① 売上高	4,738,238千円	2,805,788千円	1,510,893千円
② 経常利益	291,577千円	621,093千円	332,971千円
③ 当期純利益	193,287千円	409,300千円	230,915千円
④ 純資産額	1,052,093千円	1,332,223千円	1,313,356千円
⑤ 総資産額	7,466,729千円	2,119,758千円	1,533,968千円

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2024年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数（名）
不動産仲介事業	122 (23)
リフォーム事業	10 (-)
戸建住宅事業	7 (1)
アフターサービス事業	15 (-)
全社（共通）	32 (18)
合計	186 (41)

- (注) 1. 従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 臨時雇用者数には、パートタイマーの従業員を含み、派遣社員を除いております。
3. 全社（共通）として記載されている従業員数は、本社部門に所属している従業員であります。

(2) 発行者の状況

2024年12月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
47 (18)	29.3	3.6	5,283

2024年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数（名）
アフターサービス事業	15 (-)
全社（共通）	32 (18)
合計	47 (18)

- (注) 1. 従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 従業員数は、当社から他社への出向者を除いた就業人員数であります。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
4. 全社（共通）として記載されている従業員数は、本社部門に所属している従業員であります。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

当期における不動産会社の経営成績は、国内経済の回復基調を背景に、売上高が前年同期比で増加しました。特に、住宅市場における需要の高まりが顕著であり、これが売上の押し上げ要因となりました。また、自動車事業部の買取台数増加とそれに伴う販売台数増加によることも売上の押し上げ要因となりました。一方で、経常利益は政府の経済政策による景気刺激策が功を奏し、消費者信頼感の向上が見られたことから、純利益は前年を上回る結果となりました。

このような事業環境のもと、当社グループは、不動産のお客様とのご縁を大切にし、お客様の暮らしを総合的にサポートすることで、お客様に価値ある貢献を行うという理念のもと、不動産売買仲介を基盤としながら、リフォーム、建売販売、保険の提案からアフターサービスまで、住まいのワンストップサービスを提供する事業展開を図ってまいりました。

これらの結果、当連結会計年度における業績は、売上高は120億6百万円（前連結会計年度比20.0%増）、営業利益は17億12百万円（同14.8%増）、経常利益は16億48百万円（同14.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は11億19百万円（同13.9%増）となりました。

セグメント別の経営成績は、次のとおりであります。

（不動産仲介事業）

不動産仲介事業においては、新たに3店舗を出店し、エリアの拡大を行いました。在宅ワークを採用し業務の効率化を図った結果、当連結会計年度の売上高は27億54百万円（前連結会計年度比16.6%増）、セグメント利益は6億55百万円（同28.8%増）となりました。

（リフォーム事業）

リフォーム事業においては、不動産仲介事業が取り扱う中古物件のリフォームに加え、中古物件を買い取り、リフォームを行ったうえで、価値を加え販売する買取再販事業を行っております。不動産仲介事業の拡大に伴う提案機会の増加により、当連結会計年度の売上高は36億41百万円（同12.5%増）、セグメント利益は6億9百万円（同14.6%増）となりました。

（戸建住宅事業）

戸建住宅事業においてはグループシナジーを活かし、物件の仕入強化に注力いたしました。また、低金利や住宅購入支援策の影響もあり、充実した商品在庫が順調に売却へと進み、当連結会計年度の売上高は47億38百万円（同20.8%増）、セグメント利益は3億48百万円（同2.5%増）となりました。

（アフターサービス事業）

アフターサービス事業においては、住宅購入をきっかけとして、火災保険や生命保険の提案、中古車の買取・販売等を行っております。当社グループで住宅を購入した顧客に対して積極的な提案を行った結果、当連結会計年度の売上高は7億86百万円（同93.6%増）、セグメント利益は3億10百万円（同135.8%増）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ3億53百万円増加し、29億94百万円となりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果支出した資金は13億66百万円となりました。主な増加要因は、税金等調整前当期純利益16億42百万円であり、主な減少要因は、棚卸資産の増加額25億33百万円であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果支出した資金は1億1百万円となりました。主な減少要因は、有形固定資産の取得による支出84百万円であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果増加した資金は18億21百万円となりました。主な増加要因は、短期借入れによる収入17億90百万円であり、主な減少要因は、長期借入金の返済による支出14億43百万円であります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは生産活動を行っていないため、該当事項はありません。

(2) 受注実績

当連結会計年度の受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。なお、リフォーム事業以外のセグメントについては、受注に相当する事項がないため、受注実績に関する記載はしていません。

セグメントの名称	受注高 (千円)	前期比 (%)	受注残高 (千円)	前期比 (%)
リフォーム事業	1,050,676	93.4	962,631	320.2

(注) リフォーム事業の受注実績は、当社グループが受注工事を行うもののみとしており、中古不動産の買取再販等については、事業の性質上、上記には含まれておりません。

(3) 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額 (千円)	前期比 (%)
不動産仲介事業	2,754,079	116.6
リフォーム事業	3,641,101	112.5
戸建住宅事業	4,738,238	120.8
アフターサービス事業	786,405	193.6
報告セグメント計	11,919,825	120.1
その他	86,388	118.6
合計	12,006,213	120.0

(注) 1. セグメント間取引については、相殺消去しております。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、総販売実績の10%以上の相手先がないため、記載を省略しております。

3 【対処すべき課題】

文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 人財確保及び人財育成について

当社グループにとって、新たな事業拠点の設置や新たな事業領域へ進出するためには、優秀な人財を継続的に確保・育成していくことが重要な課題のひとつであると認識しております。当社グループは新卒採用に重点を置き、インターンシップ制度や社内研修を充実させることで、当社グループの経営理念や経営方針を理解・実践できる人財を早期に育成することに努めるとともに、モチベーション・定着率を高めるために人財の育成と成果に報いる人事制度や福利厚生等を充実させるよう努めてまいります。

(2) 新規エリアへの出店

当社グループが持続的な成長を達成するためには、不動産仲介事業を中心として店舗展開を行うことが重要な経営戦略であると考えております。今後もさらなる新規エリアの開拓のため、出店候補地域に対して、マーケット分析を実施し、出店の可否を検討してまいります。

(3) コーポレート・ガバナンスと内部管理体制の強化

当社グループは、企業価値の最大化を図るために、経営の健全性、透明性及び客観性が重要であると考えております。そのため、取締役会を始めとする会議体による意思決定の監督と監査役による経営監視体制を構築し、今後も、経営トップからのメッセージ発信、コンプライアンス教育の強化並びに内部通報制度の拡充等によりコーポレート・ガバナンスと内部管理体制のさらなる強化に努めてまいります。

(4) 土地・建築費単価の高騰への対応

戸建住宅事業におきましては、順調に推移しているものの、昨年に引き続き、土地や建築費単価の高止まりは変わらず、土地に関する仕入の情報の確保及び予算内での施工が可能な質の高い施工会社の確保は喫緊の課題となっております。

当社では、土地や材料等の仕入先業者との信頼を確保すべく、不動産仲介事業の拡大及び発展に努めてまいります。

4【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業展開その他に関してリスク要因と考えられる主な事項を記載しております。当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、以下の事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、文中の将来に関する事項は、本発行情報公表日現在において当社グループが判断したものであり、将来において発生する可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) 事業環境に関するリスク

① 経済情勢の変化について

当社グループが属する不動産業界は、景気の動向を始め、金利水準や地価の水準、その他、住宅に関する税制や政策等の影響を受けやすいといえます。そのため、景気見通しの悪化や金利の上昇、地価の変動及び不動産に関連する税制の改正等の経済状況や政策動向等により、お客様の購買・売却意欲を減退させる可能性があり、また、金融機関の融資姿勢に変化があった場合には、新規事業用地の取得が困難となる可能性があります。これら経済情勢等が変動した場合には、当社グループの業績等に影響を及ぼす可能性があります。

② 建設資材や外注費の高騰について

木造住宅の建築に不可欠である材木をはじめ、その他の建築資材や住宅設備機器の仕入れを行っておりますが、これらの建設資材は国内外需要の動向により想定外に価格が高騰する可能性があります。また、建築する住宅の設計業務及び住宅建築やリフォームの施工業務を外部事業者へ委託しており、需要増加や人手不足により外注費が高騰する可能性もあります。当社グループは、複数の建設資材の仕入先や設計・施工業務の外部委託先を確保し、価格高騰に対して影響を緩和するように努めておりますが、予想以上に価格が高騰した場合には業績等に影響を及ぼす可能性があります。

③ 競合について

当社グループが属する不動産業界は、事業を行うために免許や資格を必要とするものの、事業運営に必要な設備が少なく参入障壁が低いことから、大手企業から中小零細企業まで多数の事業者が存在し、これらの事業者との競合が生じております。このような状況において、当社グループは不動産仲介だけでなく、住宅販売やリフォーム、ファイナンシャル・プランの提供など、お客様の不動産購入をきっかけに、ライフ・プランに合わせた総合的な暮らしのサポートを行うことで競合他社との差別化を図っております。しかしながら、競合他社の動向によっては、事業計画の実行に問題が生じ、当社グループの業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 特有の法的規制等に係るリスク

① 法的規制について

当社グループが行っている不動産仲介事業、リフォーム事業及び戸建住宅事業は、宅地建物取引業法、建設業法、建築基準法、都市計画法、住宅の品質確保の促進等に関する法律等及び関連する各種法令により規制を受けており、宅地建物取引業免許、一般建設業許可及び特定建設業許可について、それぞれ監督官庁より許認可を受けております。当社グループでは、法令及び契約等の遵守のために「リスク・コンプライアンス管理規程」を定めて、コンプライアンスに関する社内研修を行っております。現時点において、当該免許及び許認可等が取消しとなる事由は発生してはおりませんが、将来何らかの理由により、当該許認可等が取消された場合又はそれらの更新が認められない場合には、当社グループの事業活動に支障をきたすとともに、業績等に影響を及ぼす可能性があります。また、これらの法律等の改廃又は新たな法的規制が今後生じた場合にも、当社グループの業績等に影響を及ぼす可能性があります。

会社名	許認可等の名称	許認可等の内容	有効期限	許認可取消事由
(株)フロンティアホールディングス	宅地建物取引業免許	大阪府知事 (4)第 53564 号	2027 年 11 月 7 日	宅地建物取引業法第 66 条

㈱フロンティアホールディングス	古物商許可	大阪府公安委員会 第 62221R034778 号	—	古物営業法 第 24 条
㈱フロンティアホールディングス	金融商品仲介業者登録	近畿財務局長 (金仲) 第 464 号	—	金融商品取引法 第 74 条
㈱フロンティア不動産販売	宅地建物取引業免許	国土交通大臣 (1) 第 10102 号	2027 年 2 月 17 日	宅地建物取引業 法第 66 条
㈱フロンティア住宅販売	宅地建物取引業免許	国土交通大臣 (1) 第 10101 号	2027 年 2 月 17 日	宅地建物取引業 法第 66 条
㈱フロンティアホーム	宅地建物取引業免許	国土交通大臣 (1) 第 10103 号	2027 年 2 月 17 日	宅地建物取引業 法第 66 条
㈱ハウスサポート	宅地建物取引業免許	奈良県知事 (1) 第 4376 号	2025 年 8 月 11 日	宅地建物取引業 法第 66 条
㈱フロンティア都市開発	宅地建物取引業免許	大阪府知事 (3) 第 56676 号	2027 年 9 月 13 日	宅地建物取引業 法第 66 条
㈱フロンティア都市開発	一級建築士事務所登録	大阪府知事登録 (イ) 第 26370 号	2027 年 12 月 15 日	建築士法 第 26 条
㈱フロンティア建築工房	宅地建物取引業免許	大阪府知事 (1) 第 62136 号	2025 年 9 月 24 日	宅地建物取引業 法第 66 条
㈱フロンティア建築工房	一般建設業許可	大阪府知事 (般-29) 第 148937 号	2027 年 11 月 16 日	建築業法 第 29 条

② 販売住宅等にかかる瑕疵担保責任について

住宅供給業者は、住宅の品質確保の促進等に関する法律により、新築住宅の構造上主要な部分及び雨水の浸入を防止する部分については住宅の引渡日から10年間、その他の部分については、宅地建物取引業法により住宅の引渡日から最低2年間について瑕疵担保責任を負います。当社グループは外部委託業者等との協力体制を構築しており、徹底した品質管理に努めております。加えて、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律により、住宅の瑕疵担保責任履行のための資力の確保が義務付けられており、当社グループでは住宅瑕疵担保責任保険への加入により、その保証責任を十分履行できるような体制を整えております。しかしながら、当社グループの販売した物件に重大な瑕疵があることが判明した場合には、その直接的な原因が当社グループの責めに帰すべきものでない場合であっても、売主としての瑕疵担保責任を負わなければならない場合があり、損害賠償請求の発生並びに当社グループに対する信頼低下等により、当社グループの事業展開及び経営成績等に影響を与える可能性があります。また、これらの法規制等が強化された場合には、当社グループの事業展開及び業績等に影響を与える可能性があります。

(3) 事業展開におけるリスク

① 営業地域について

当社グループは、大阪府を中心として京都、兵庫、奈良などに11店舗を展開し、事業を行っております。当社グループは、今後もさらなる新規エリアの開拓のため、出店候補地域に対して、マーケット分析を実施し、出店の可否を検討してまいります。しかしながら、これらの事業展開により、当該地域の市場動向等に強い影響を受ける可能性があります。当該地域の不動産市況の低迷や地域的な景況感悪化等が生じた場合には、当社グループの業績等に影響を及ぼす可能性があります。

② 株式会社センチュリー21・ジャパンとのフランチャイズ（FC）契約について

当社グループは、株式会社センチュリー21・ジャパンとフランチャイズ契約を締結しております。株式会社センチュリー21・ジャパンとは良好な関係を維持しておりますが、そのブランド認知度が顧客に対して安心感を与える

メリットがあるため、今後も契約を継続していく方針ですが、何らかの要因により当該フランチャイズ契約が解除となった場合の他、同社及び同社のFC加盟店において違法行為等があり、FC全体のイメージが低下した場合、当社グループの事業展開及び業績等に影響を与える可能性があります。

③ 外部委託先について

当社グループは、戸建住宅事業における設計・施工業務及びリフォーム事業における施工業務については、設計・施工等の能力、工期、コスト及び品質等を勘案し、外部の事業者へ委託しております。当社グループでは、外部委託先としての選定基準の設定、定期的に外部委託先の与信状況確認及び新規の請負業者の継続的な募集等を実施しております。十分な外部委託先の確保や委託した案件の進捗管理に努めているものの、当社グループの選定基準に合致する外部委託先を十分に確保できない場合や、外部委託先の経営不振、繁忙期における対応の遅れによる工期遅延、外注価格の上昇等が生じた場合には、当社グループの業績等に影響を与える可能性があります。

(4) 経営体制に関するリスク

① 組織体制について

当社グループは、今後、事業の拡大に伴って、内部管理体制の整備、充実を含め、計画的な人員増強に努める方針ではありますが、当社グループが事業規模の拡大に対して、適切かつ十分な人員の増強ができなかった場合には、当社グループの事業展開及び業績等に影響を及ぼす可能性があります。

② 特定人物への依存について

当社グループの代表取締役社長である中西栄仁は、当社グループの創業者及び最高経営責任者であり、経営方針や経営戦略の決定等、事業活動において重要な役割を担っております。当社グループは、同氏への過度な依存を回避すべく、会議体による重要な意思決定の徹底及び担当役員や部長への権限移譲の推進により、組織として事業遂行を行う体制構築を進めております。しかしながら、現時点において、同氏が当社グループの代表取締役社長としての業務執行を継続することが困難となった場合には、当社グループの事業展開及び業績等に影響を与える可能性があります。

③ 人財の確保及び育成について

当社グループが属する不動産業界においては、一定の専門的知識を要するため、一般的に業界経験のある人員を即戦力として中途採用する企業が多い一方、定着率も高くはないため、常に人員確保の問題に直面しております。当社グループとしても、新たな事業拠点の設置や新たな事業領域へ進出するためには、優秀な人財を継続的に確保・育成していくことが重要な課題のひとつであると認識しております。このような状況において、当社グループは新卒採用に重点を置き、インターンシップ制度や社内研修を充実させることで、当社グループの経営理念や経営方針を理解・実践できる人財を早期に育成することに努めるとともに、モチベーション・定着率を高めるために人財の育成と成果に報いる人事制度や福利厚生等を充実させるよう努めております。しかしながら、雇用情勢の変化等により、計画どおりに人財が確保・育成できない場合には、当社グループの事業展開及び業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の変動に係るリスク

① 有利子負債への依存度について

当社グループは、戸建住宅事業に係る事業用地取得資金、リフォーム事業に係る買取再販の資金を主として金融機関からの借入金によって調達しております。当連結会計年度末における有利子負債は、総資産の46.9%となっております。当社グループは、金利の動向や販売予測情報等を継続的にモニタリングし、また、安定的な資金調達を行うため複数の金融機関と密接な情報交換を行っております。さらに、私募債等の新たな資金調達や自己資金による事業用地の取得等も進める方針ではありますが、戸建住宅事業及びリフォーム事業の拡大により有利子負債への依存度が上昇した場合、金利が上昇する局面においては支払利息等が増加し、当社グループの業績等に影響を及ぼす可能性があります。また、金融機関の融資姿勢の変化により事業用地取得のための資金が調達できない場合には、当社グループの事業展開及び業績等に影響を与える可能性があります。

② 販売用不動産の評価について

当社グループは、戸建住宅事業において取得した事業用地やリフォーム事業において取得した買取再販物件といった販売用不動産を保有しており、当連結会計年度末における販売用不動産は、総資産の63.5%となっております。当該販売用不動産については時価（正味売却価額）が帳簿価額を下回った場合には評価損を計上する必要があります。当社グループは事業用地、買取再販物件を取得する際に、事前に需要予測や周辺環境、近隣相場の調査等を綿密に行った上で、販売計画を策定し担当部門で検討しており、また、販売用不動産の価格変動の有無を定期的に把握し、引渡しまでに要する期間を短縮し、需給バランスを考慮した在庫回転率の向上に努めております。しかしながら、事業環境の変化や災害の発生等により、不動産価格が下落する可能性があります。その場合、想定した価格での売却が困難になり、販売用不動産について評価損を計上する可能性があり、その結果、当社グループの業績等に影響を与える可能性があります。

(6) 自然災害・感染症拡大等によるリスク

① 地震を始めとする自然災害について

当社グループは、大阪府を中心として関西圏を営業地域として事業を展開しております。日本は地震大国であり、特に関西地方においては、南海トラフ地震の発生可能性が常々言われております。また、地震以外にも台風や火災その他災害が起こる可能性があり、販売用不動産の損壊、工事の遅延及び中止のみならず、交通インフラへの被害等により営業活動自体ができなくなる可能性があります。当社グループは、このような災害に備えて、損害保険への加入、耐震性等に優れた住宅の開発、災害マニュアルによる従業員の安全の確保等の対策を講じており、災害による影響を軽減するよう努めております。しかしながら、自然災害の影響を予測することは困難であり、予測以上の被害が発生した場合には当社グループの業績等に影響を与える可能性があります。

(7) その他経営全般に係るリスク

① 訴訟等の可能性について

当社グループは現在、業績等に重大な影響を及ぼす訴訟事件等は生じておりませんが、販売した住宅や施工したリフォーム等について、瑕疵等の発生、工事現場近隣者からのクレーム、取引先業者とのトラブル等により訴訟が発生する可能性があります。当社グループでは、法令及び契約等の遵守のための「リスク・コンプライアンス管理規程」を定めて社内教育やコンプライアンス体制の充実に努めております。また、訴訟が提起された場合には弁護士等と連携し、慎重に対応することとしております。しかしながら、クレームやトラブル等に起因して訴訟が提起された場合には、損害賠償請求等や顧客からの信頼低下により、当社グループの業績等に影響を及ぼす可能性があります。

② 個人情報保護について

当社グループは、事業活動を行うにあたり、取引先や顧客等の個人情報を取得・保有して、個人情報の保護に関する法律等による規制を受けております。当社グループでは、「情報セキュリティ管理規程」、「個人情報保護規程」及び「特定個人情報取扱規程」を定めるとともに、個人情報保護管理責任者を選任して上記規程等を従業員に周知・徹底しております。また、情報が漏えいした場合を想定し、報告ルートの明文化等の漏えい時の対応手順を作成しております。しかしながら、当社グループが保有する個人情報が漏えいした場合、損害賠償請求や信用力の低下により、当社グループの業績等に影響を及ぼす可能性があります。

③ 担当 J-Adviser との契約の解除に関する事項について

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場企業です。当該市場は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当J-Adviserと、株式上場の適格性審査および株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約（以下、「J-Adviser契約」とします。）を締結する義務があります。本発行者情報公表日時点において、当社がJ-Adviser契約を締結しているのはフィリップ証券株式会社（以下、「同社」という。）であり、同社とのJ-Adviser契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又は契約に違反した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1か月）を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわ

らず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する1か月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでもJ-Adviser契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、または同社に代わる担当J-Adviserを確保できない場合は、当社普通株式のTOKYO PRO Market上場廃止につながる可能性があります。

<J-Adviser契約上の義務>

- ・ 特例に定める上場会社の義務を履行するとともに、同社がJ-Adviserの義務を履行するために必要な協力を行うこと
- ・ 取締役会関係資料、株主総会関係資料、経営管理に関する各種資料、その他同社が必要とする資料等を遅滞なく提出すること
- ・ 必要に応じて特例及び特例施行規則の内容及びその解釈について、同社から指導及び助言を受け、当社はその指導及び助言に従って行動すること

<J-Adviser契約解除に関する条項>

当社（以下、「甲」とします。）において下記の事象が発生した場合には、フィリップ証券株式会社（以下、「乙」とします。）からの催告無しでJ-Adviser契約を解除することができるものと定められております。

i) 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（以下、「産競法」という。）に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の（a）及び（b）に定める書面に基づき行うものとする。

（a）次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

- イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
- ロ 産競法に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
- ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

（b）本号但し書に規定する1年以内に債務超過の状態を解消するための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

ii) 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合

iii) 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の

- a から c までに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。
- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合 甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合にに限る。） 甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日
- iv) 前号に該当することとなった場合においても、甲が次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。
- a 次の（a）又は（b）に定める場合に従い、当該（a）又は（b）に定める事項に該当すること。
- （a）甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること
- （b）甲が前号 c に規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること
- b 当該再建計画に次の（a）及び（b）に掲げる事項が記載されていること。
- （a） TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと
- （b） 前 a の（a）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（b）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと思われるものでないこと
- v) 事業活動の停止
- 甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。
- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（a）又は（b）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日
- （a） TOKYO PRO Marketの上場株券等
- （b） 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
- c 甲が、 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号 b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日
- vi) 不適當な合併等
- 甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（ i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、 i の 2 非上場会社を子会社とする株式交付、 ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、 iii 非上場会社からの

事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はiからviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為)で定める行為(以下本号において「吸収合併等」という。)を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合

vii) 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主(甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者)が異動した場合(当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

viii) 発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

ix) 虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合 a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合 b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。)が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

x) 法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

xi) 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

xii) 株式の譲渡制限

甲がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

xiii) 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

xiv) 指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

xv) 株主の権利の不当な制限

甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策(以下「ライツプラン」という。)のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入(実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。)

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定(持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして

取り扱う。)

- d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定
- e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

xvi) 全部取得

甲がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合

xvii) 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき

xviii) その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合 このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東京証券取引所へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。なお、本発行者情報公表日時点において、J-Adviser契約の解約につながる上記の事象は発生しておりません。

5【経営上の重要な契約等】

(1) フランチャイズ契約

契約会社名	相手方の名称	国名	契約品目	契約内容	契約期間
株式会社フロンティア ホールディングス	株式会社ユーポス	日本	自動車買取専門店を営むための経営ノウハウの提供	「ユーポス」及び商標・マークの使用権	契約締結日から1年間
株式会社フロンティア 不動産販売	株式会社センチュリー21・ジャパン	日本	不動産店舗の販売促進及び広告宣伝の方法、戦術の伝授及び実施段階における助言	「センチュリー21 システム」及び「センチュリー21 マーク等」の非独占的使用権	契約締結日から5年間
株式会社フロンティア 住宅販売	株式会社センチュリー21・ジャパン	日本	不動産店舗の販売促進及び広告宣伝の方法、戦術の伝授及び実施段階における助言	「センチュリー21 システム」及び「センチュリー21 マーク等」の非独占的使用権	契約締結日から5年間
株式会社フロンティア ホーム	株式会社センチュリー21・ジャパン	日本	不動産店舗の販売促進及び広告宣伝の方法、戦術の伝授及び実施段階における助言	「センチュリー21 システム」及び「センチュリー21 マーク等」の非独占的使用権	契約締結日から5年間
株式会社ハウスサポート	株式会社センチュリー21・ジャパン	日本	不動産店舗の販売促進及び広告宣伝の方法、戦術の伝授及び実施段階における助言	「センチュリー21 システム」及び「センチュリー21 マーク等」の非独占的使用権	契約締結日から5年間

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本発行情報公表日現在において当社グループが判断したものです。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって、経営者により、一定の会計基準の範囲内で、かつ、合理的と考えられる見積りが行われている部分があり、資産・負債、収益・費用の金額に反映されております。これらの見積りについては、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、見積りには不確実性が伴うため、実際の結果はこれらの見積りと異なる場合があります。

詳細につきましては、「第6 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」に記載のとおりであります。

(2) 財政状態の分析

(資産の部)

当連結会計年度末における総資産は115億20百万円となり、前連結会計年度末と比べて32億76百万円増加しました。流動資産は、仕掛販売用不動産の増加等により、前連結会計年度末と比べて31億73百万円増加の109億63百万円となりました。固定資産は、店舗の増加や本社の移転により、前連結会計年度末に比べて1億2百万円増加の5億57百万円となりました。

(負債の部)

当連結会計年度末における負債は69億97百万円となり、前連結会計年度末に比べて22億58百万円増加しました。流動負債は、仕入れによる短期借入金の増加等により、前連結会計年度末に比べて23億65百万円増加の57億13百万円となりました。固定負債は、長期借入金の返済等により、前連結会計年度末に比べて1億7百万円減少の12億83百万円となりました。

(純資産の部)

当連結会計年度末における純資産は、繰越利益剰余金の増加により、前連結会計年度末に比べて10億18百万円増加し、45億23百万円となりました。

(3) 経営成績の分析

「1 業績等の概要 (1) 業績」をご参照ください。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因について

「4 事業等のリスク」をご参照ください。

(5) キャッシュ・フローの状況

「1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループでは、総額で92,351千円の設備投資を実施致しました。セグメントごとの内訳は、不動産仲介事業67,984千円、リフォーム事業789千円、戸建住宅事業6,205千円、その他事業17,370千円であります。

その主たるものは、不動産仲介事業における新店舗出店費用13,214千円、その他事業における事務所移転費用9,827千円であります。

その他、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却はありません。

2【主要な設備の状況】

(1) 発行者

該当事項はありません。

(2) 国内子会社

2024年12月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
				建物及び 構築物	工具、器具 及び備品	土地 (面積㎡)	合計	
株式会社フロンティア都市開発	大阪府守口市南寺方東通2丁目11-1	戸建住宅事業	事務所	68,812	34	61,486 (406.97㎡)	130,333	7(1)

(2) 在外子会社

該当事項はありません。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

当社グループの、当連結会計年度末現在における重要な設備の新設計画は次のとおりであります。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了年月日	
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了
株式会社フロンティアホールディングス	大阪市都島区東野田町1丁目21-14	その他事業	事務所	16,465	—	自己資金及び借入金	2025年2月	2025年3月

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	連結会計年度末現在発行数(株) (2024年12月31日)	公表日現在発行数(株) (2025年3月28日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	10,000,000	7,045,000	2,955,000	2,955,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	10,000,000	7,045,000	2,955,000	2,955,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

該当事項はありません。

(6) 【所有者別状況】

2024年12月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	—	—	2	—	—	2	4	—
所有株式数（単元）	—	—	—	23,640	—	—	5,910	29,550	—
所有株式数の割合（%）	—	—	—	80.00	—	—	20.00	100.00	—

(7) 【大株主の状況】

2024年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する所有株式数の割合（%）
㈱中西アセットマネジメント	大阪市城東区今福西6丁目7番33号	2,363,900	80.0
中西 栄仁	大阪市城東区	301,000	10.2
中西 香織	大阪市城東区	290,000	9.8
㈱タワラホーム	大阪府門真市宮野町2番20号	100	0.0
計		2,955,000	100.0

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2024年12月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 2,955,000	29,550	権利内容に何ら限定のない、当社株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	2,955,000	—	—
総株主の議決権	—	29,550	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、株主への利益還元を経営の重要施策の一つと認識しており、経営環境や業績の状況、財務体質を勘案し、継続的かつ安定的に配当を実施することを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。これらの配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

4【株価の推移】

(1)【最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第16期	第17期	第18期
決算年月	2022年12月	2023年12月	2024年12月
最高(円)	1,274	—	—
最低(円)	1,274	—	—

- (注) 1. 最高・最低株価は東京証券取引所 TOKYO PRO Market におけるものであります。
2. 当社株式は、2022年9月14日付けで上場したため、それ以前の株価については、該当事項はありません。
3. 第17及び第18期の株価につきましては、売買実績がありません。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2024年7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	—	—	—	—	—	—
最低(円)	—	—	—	—	—	—

- (注) 1. 最高・最低株価は東京証券取引所 TOKYO PRO Market におけるものであります。
2. 2024年7月から2024年12月については、売買実績がありません。

5【役員の状況】

男性7名 女性一名 (役員のうち女性の比率-%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数(株)
代表取締役	社長	中西栄仁	1967年8月8日	1986年4月 トヨタカローラ新大阪株式会社 入社 1989年4月 三井生命保険相互会社 入社 1994年11月 株式会社川島工務店 入社 2005年10月 高橋住建株式会社 入社 2007年10月 株式会社フロンティア不動産販売 門真店 (現当社) 代表取締役就任 (現任)	(注)1	(注)3	1,955,730 (注)4
専務取締役	営業本部長	中西洋行	1965年8月1日	1984年4月 住特セラミック株式会社 入社 1990年5月 加藤金属興業株式会社 入社 1997年6月 株式会社野村工務店 入社 2001年5月 富士工務店株式会社 入社 2007年10月 株式会社フロンティア不動産販売 門真店 (現当社) 入社 2021年1月 当社 専務取締役就任 (現任)	(注)1	(注)3	—
常務取締役	—	河内春輝	1981年5月27日	1997年4月 株式会社ケーター 入社 2001年7月 有限会社コジマ金属 入社 2004年9月 株式会社富士工務店 入社 2006年11月 有限会社三和ホームサービス 入社 2009年2月 株式会社フロンティア不動産販売 門真店 (現当社) 入社 2020年1月 株式会社フロンティアホーム (現 株式会社フロンティア都市開発) 代表取締役就任 (現任) 2021年1月 当社 取締役就任 (現任)	(注)1	(注)3	—
常務取締役	—	西島大輔	1973年9月19日	1992年4月 有限会社阿波組 入社 1994年4月 有限会社アドバンス 入社 1998年3月 ファイン技研株式会社 入社 2006年9月 株式会社ジョブニティ 入社 2011年3月 株式会社フロンティア不動産販売 門真店 (現当社) 入社 2020年1月 株式会社フロンティア建築工房 代表取締役就任 (現任) 2021年1月 当社 取締役就任 (現任)	(注)1	(注)3	—
取締役	—	片山貴博	1976年11月5日	1999年4月 株式会社チューリップ企画 入社 1999年12月 浄土真宗親鸞会 入職 2018年5月 利他塾株式会社 (現 株式会社フロンティアキャリア) 設立 代表取締役就任 (現任) 2022年4月 株式会社フロンティア不動産販売 代表取締役就任 (現任) 2025年3月 当社 取締役就任 (現任)	(注)1		
取締役	—	田中隆之	1977年1月10日	2001年10月 有限責任あずさ監査法人 入社 2011年2月 公認会計士田中隆之事務所 設立 代表就任 (現任) 2011年9月 北摂監査法人 (現 みかがみ監査法人) 設立 統括代表社員就任 (現任) 2013年6月 21LADY株式会社 (現 ヒロタグループホールディングス株式会社) 社外監査役就任 (現任) 2016年6月 株式会社日本海水 社外監査役就任 (2020年6月退任) 2017年3月 フィアープル・パートナーズ株式会社 設立 代表取締役就任 (現任) 2022年11月 当社 取締役就任 (現任)	(注)1	(注)3	—

監査役	—	大塚正和	1971年 5月31日	1990年4月 ベリョースカ株式会社 入社 1990年12月 株式会社パブリカ 入社 1994年1月 株式会社スクラム 入社 1996年3月 株式会社トーコー 入社 2000年1月 富士工務店株式会社 入社 2006年6月 株式会社タマホーム 入社 2008年2月 当社 入社 2021年1月 当社 監査役就任（現任）	(注) 2	(注) 3	—
計							1,955,730

1. 取締役中西栄仁氏、中西洋行氏、河内春輝氏、西島大輔氏、田中隆之氏、片山貴博氏の任期は、2024年は3月28日開催の定時株主総会終結の時から、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
2. 監査役の任期は、2022年6月29日開催の臨時株主総会終結の時から、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
3. 2024年12月期における役員報酬の総額については、「6【コーポレート・ガバナンスの状況等】(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】⑦役員の報酬等」に記載のとおりであります。
4. 代表取締役社長中西栄仁の所有株式数は、資産管理会社である(株)中西アセットマネジメントが所有する株式数を含んだ実質所有株式数を記載しております。
5. 専務取締役 中西洋行は、代表取締役 中西栄仁の兄であります。
6. 取締役田中隆之氏は、社外取締役であります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

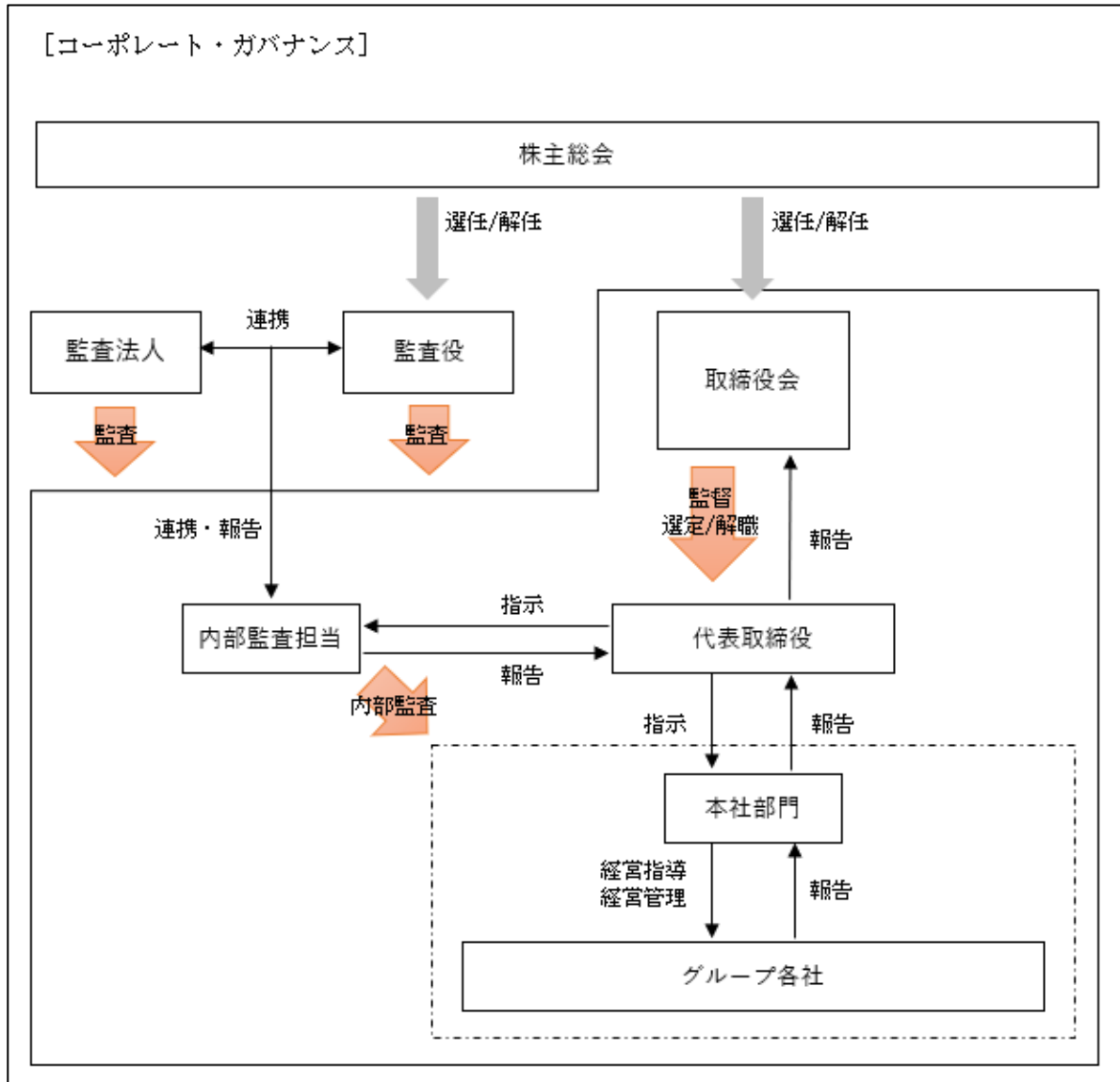
(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、法令遵守と経営の透明性の確保が重要であると認識しております。このような認識に基づき、コーポレート・ガバナンスを、法令遵守と経営の透明性確保と経営理念の実現を両立させるための仕組みと位置づけ、経営環境の変化に対応する機動的な経営判断及び監督機能の実現を意識した組織体制の構築に努めてまいります。

② 会社の機関の内容及びコーポレート・ガバナンス体制について

当社のコーポレート・ガバナンス体制は、次のとおりであります。



(a) 取締役会・役員体制

当社取締役会は、6名の取締役により構成されております。代表取締役社長を議長とし、迅速かつ的確な経営判断を行うため、定例取締役会を毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、法令で定められた事項のほか、経営に関する重要事項について、審議・決定しております。代表取締役社長及び各取締役は、会社の業務執行状況を取締役に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は代表取締役社長及び各取締役の業務執行を監督しております。

(b) 監査役

当社は監査役制度を採用しており、監査役を1名置いております。監査役は監査役規程に基づき、取締役の業務執行状況を監査しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

(c) 会計監査

当社グループは、監査法人コスモスと監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。なお、2024年12月期において監査を執行した公認会計士は新開智之氏、小室豊和氏であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また、当該監査業務にかかる補助者は公認会計士7名、その他4名であります。

③ 内部統制システムの整備の状況

当社グループは、職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

④ 内部監査及び監査役監査の状況

当社の内部監査は、管理部が主管部門として、内部監査担当者1名が業務を監査しております。次に管理部の監査は、管理部以外の部門が実施しており、相互に牽制する体制をとっております。各部門の監査結果並びに改善点につきましては、内部監査担当者より、代表取締役社長に対して内部監査報告書並びに改善状況報告書を提出する体制をとっております。

監査役は、取締役会への出席、稟議書等重要な文書の閲覧、必要に応じ取締役及び使用人に対して事業に関する報告を求めること等を通じて、取締役の意思決定プロセスや業務執行状況の把握に努め、取締役の職務執行の適法性を監視しております。

また、内部監査担当者、監査役及び監査法人は、それぞれの監査計画、監査の進捗状況や監査結果等に関して情報交換を行い、効果的かつ効率的な監査を実施するよう努めております。

⑤ リスク管理体制の整備の状況

当社グループのリスク管理体制は、リスク管理の主管部署として管理部が情報の一元化を行っております。また、当社グループは、企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

⑥ 社外取締役及び社外監査役

2022年11月29日に開催した臨時株主総会にて、田中隆之が当社の社外取締役として就任いたしました。公認会計士としての専門的な知識・経験を生かし、管理部門における体制強化を図ります。

また、当社グループでは、ホールディングス制度を採用しており、業務を執行する事業会社（各グループ会社）とその経営の監督を行う当社により構成されております。各グループ会社は、取締役会非設置会社となっており、各グループ会社における重要事項に関する意思決定や業務執行に関する監督は、明確に分離しております。

⑦ 役員の報酬等

イ. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	ストック オプション	
取締役 (社外役員を除く)	121,720	121,720	—	—	4
監査役 (社外役員を除く)	11,440	11,440	—	—	1
社外役員	1,200	1,200	—	—	1

ロ. 役員報酬額又はその算定方法の決定に関する方針

当社は役員報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針は定めておりません。

⑧ 取締役及び監査役の定数

当社の取締役は3名以上、監査役は1名以上とする旨を定款に定めております。

⑨ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

⑩ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営のため、会社法309条2項に定める特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決議を行う旨を定款に定めております。

⑪ 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑫ 中間配当の決定機関

当社では、取締役会決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主への利益配分の機会を充実させるためであります。

⑬ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠った取締役（取締役であったものを含む。）及び監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款に定めております。

⑭ 株式の保有状況

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
発行者	12,000	—
連結子会社	—	—
計	12,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

監査報酬の決定方針はありませんが、当社の規模及び特性、監査日数等の諸要素を勘案して検討し、監査役の同意を得た上で決定しております。

第6【経理の状況】

1. 連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当連結会計年度（2024年1月1日から2024年12月31日まで）の連結財務諸表について、監査法人コスモスの監査を受けております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当連結会計年度 (2024年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,641,367	2,994,900
売掛金	214,182	285,056
商品及び製品	2,049	8,650
販売用不動産	※3 1,994,724	※3 1,891,213
仕掛販売用不動産	※3 2,821,518	※3 5,420,069
未成工事支出金	23,132	55,464
その他	92,834	308,317
流動資産合計	7,789,809	10,963,671
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	※3 141,803	※3 210,399
機械装置及び運搬具（純額）	※2 22,956	※2 17,609
工具、器具及び備品（純額）	3,871	7,458
土地	61,486	61,486
リース資産（純額）	912	3,604
有形固定資産合計	※1 231,029	※1 300,557
無形固定資産		
ソフトウェア	14,072	13,572
無形固定資産合計	14,072	13,572
投資その他の資産		
繰延税金資産	133,427	154,767
その他	76,088	88,362
投資その他の資産合計	209,516	243,129
固定資産合計	454,619	557,260
資産合計	8,244,428	11,520,931

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当連結会計年度 (2024年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	203,451	520,002
短期借入金	※3, ※4 1,438,000	※3, ※4 3,228,735
1年内返済予定の長期借入金	※3 666,240	※3 923,198
リース債務	738	690
未払法人税等	300,888	314,605
賞与引当金	184,925	203,424
その他	※5 553,351	※5 522,874
流動負債合計	3,347,595	5,713,530
固定負債		
長期借入金	※3 1,376,619	※3 1,252,061
リース債務	307	3,277
資産除去債務	13,799	28,492
繰延税金負債	1,075	—
固定負債合計	1,391,802	1,283,830
負債合計	4,739,397	6,997,361
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金	229,800	229,800
利益剰余金	3,175,231	4,193,770
株主資本合計	3,505,031	4,523,570
純資産合計	3,505,031	4,523,570
負債純資産合計	8,244,428	11,520,931

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
売上高	10,001,720	12,006,213
売上原価	※1 6,036,763	※1 7,231,290
売上総利益	3,964,957	4,774,923
販売費及び一般管理費	※2 2,473,868	※2 3,062,848
営業利益	1,491,089	1,712,075
営業外収益		
受取利息	13	174
受取配当金	14	29
助成金収入	1,690	4,595
解約手付金収入	500	3,650
消費税差額	3,114	—
システム導入支援	—	1,980
雑収入	1,872	3,627
営業外収益合計	7,206	14,055
営業外費用		
支払利息	56,741	70,940
支払保証料	650	888
支払手数料	3,437	5,135
雑損失	—	661
営業外費用合計	60,828	77,626
経常利益	1,437,466	1,648,504
特別利益		
固定資産売却益	※3 8,933	※3 247
特別利益合計	8,933	247
特別損失		
固定資産除却損	※4 1,669	※4 5,403
固定資産圧縮損	※5 631	※5 1,038
特別損失合計	2,301	6,442
税金等調整前当期純利益	1,444,098	1,642,309
法人税、住民税及び事業税	464,663	545,716
法人税等調整額	△2,741	△22,415
法人税等合計	461,922	523,300
当期純利益	982,176	1,119,009
親会社株主に帰属する当期純利益	982,176	1,119,009

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
当期純利益	982,176	1,119,009
包括利益	982,176	1,119,009
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	982,176	1,119,009

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
当期首残高	100,000	229,800	2,293,524	2,623,324	2,623,324
当期変動額					
剰余金の配当			△100,470	△100,470	△100,470
親会社株主に帰属する 当期純利益			982,176	982,176	982,176
当期変動額合計	—	—	881,706	881,706	881,706
当期末残高	100,000	229,800	3,175,231	3,505,031	3,505,031

当連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
当期首残高	100,000	229,800	3,175,231	3,505,031	3,505,031
当期変動額					
剰余金の配当			△100,470	△100,470	△100,470
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,119,009	1,119,009	1,119,009
当期変動額合計	—	—	1,018,539	1,018,539	1,018,539
当期末残高	100,000	229,800	4,193,770	4,523,570	4,523,570

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	1,444,098	1,642,309
減価償却費	29,101	34,881
固定資産除却損	1,669	5,403
固定資産圧縮損	—	1,038
固定資産売却損益(△は益)	△8,933	△247
賞与引当金の増減額(△は減少)	18,823	18,499
受取利息及び受取配当金	△28	△203
支払利息	56,741	70,940
売上債権の増減額(△は増加)	△63,645	△70,873
棚卸資産の増減額(△は増加)	94,980	△2,533,971
仕入債務の増減額(△は減少)	△115,126	316,551
前受金の増減額(△は減少)	—	△36,075
その他	288,608	△220,437
小計	1,746,290	△772,183
利息及び配当金の受取額	28	203
利息の支払額	△58,372	△75,067
法人税等の支払額	△371,149	△519,552
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,316,795	△1,366,599
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△40,341	△84,053
有形固定資産の売却による収入	22,368	897
無形固定資産の取得による支出	△4,438	△6,624
差入保証金の差入による支出(△は増加)	—	△11,266
その他	△8,746	△701
投資活動によるキャッシュ・フロー	△31,157	△101,747
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(△は減少)	△253,950	1,790,735
長期借入れによる収入	1,297,960	1,575,900
長期借入金の返済による支出	△1,263,320	△1,443,500
リース債務の返済による支出	△2,998	△784
配当金の支払額	△100,470	△100,470
財務活動によるキャッシュ・フロー	△322,778	1,821,880
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	962,859	353,533
現金及び現金同等物の期首残高	1,678,507	2,641,367
現金及び現金同等物の期末残高	※ 2,641,367	※ 2,994,900

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数

7社

連結子会社の名称

株式会社フロンティア不動産販売

株式会社フロンティア住宅販売

株式会社フロンティアホーム

株式会社ハウスサポート

株式会社フロンティア都市開発

株式会社フロンティア建築工房

株式会社フロンティアキャリア (旧 利他塾株式会社)

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

販売用不動産、仕掛販売用不動産、未成工事支出金

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

商品及び製品

先入先出法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）による原価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 2～6年

工具、器具及び備品 4～6年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度負担額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 不動産仲介事業

不動産売買の仲介を行っております。媒介契約に定められた媒介義務を履行することにより、不動産の売主から買主に当該不動産の引渡し完了した一時点において、収益を認識しております。

② リフォーム事業

主にオーナー様からの依頼や中古物件を購入した顧客からの依頼によりリフォームを行っております。請負工事契約に定められた引渡し義務を履行することにより、顧客が当該不動産の支配を獲得した一時点において、収益を認識しております。

③ 戸建住宅事業

戸建住宅の分譲を行っております。売買契約に定められた引渡し義務を履行することにより、顧客である買主が当該不動産の支配を獲得した一時点において、収益を認識しております。

④ アフターサービス事業

アフターサービス事業として、主に生命保険及び火災保険の取次や自動車の販売を行っております。保険取次業務については、保険会社が当該サービスの支配を獲得した一時点において、収益を認識しております。車両の販売については、商品売買契約に定められた引渡し義務を履行することにより、顧客が当該車両の支配を獲得した一時点において、収益を認識しております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

販売用不動産の評価

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
販売用不動産	1,994,724	1,891,213
仕掛販売用不動産	2,821,518	5,420,069

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出方法

当社グループは、棚卸資産の評価に関する会計基準に従い、収益性の低下により正味売却価額が帳簿価額を下回っている棚卸資産の帳簿価額を、正味売却価額まで切り下げる会計処理を適用しております。なお、正味売却価額は、予定販売価額から見積追加工事原価及び予定販売諸経費を控除したものであります。

② 主要な仮定

正味売却価額は、過去の販売実績や近隣地域の取引事例、市場動向等を考慮した、物件ごとの事業計画上の予定販売価格及び見積追加工事原価、予定販売諸経費に基づいて算出しております。

③ 翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

不動産市況などの事業環境の変化により予定販売価格や見積追加工事原価等が影響を受けることで、正味売却価額が帳簿価額を下回った場合には、評価損計上の処理が追加で必要になる可能性があります。

(未適用の会計基準)

- ・「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第 27 号 2022 年 10 月 28 日 企業会計基準委員会)
- ・「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第 25 号 2022 年 10 月 28 日 企業会計基準委員会)
- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 28 号 2022 年 10 月 28 日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

その他の包括利益に対して課税される場合の法人税等の計上区分及びグループ法人税制が適用される場合の子会社株式等の売却に係る税効果の取り扱いを定めるもの。

(2) 適用予定日

2025 年 12 月の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第 34 号 2024 年 9 月 13 日)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 33 号 2024 年 9 月 13 日) 等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS 第 16 号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS 第 16 号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS 第 16 号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS 第 16 号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028 年 12 月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(連結貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当連結会計年度 (2024年12月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	115,096	125,043

※2 有形固定資産の圧縮記帳額

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当連結会計年度 (2024年12月31日)
機械装置及び運搬具	631	1,038

※3 担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当連結会計年度 (2024年12月31日)
販売用不動産	537,110	986,106
仕掛販売用不動産	2,055,680	4,397,454
建物	50,896	49,696
計	2,643,687	5,433,257

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当連結会計年度 (2024年12月31日)
短期借入金	1,339,000	3,058,735
1年内返済予定の長期借入金	539,256	809,700
長期借入金	1,181,459	953,159
計	3,059,715	4,821,594

※4 財務制限条項

当社グループは、金融機関とリボルビング・クレジット・ファシリティ契約及びコミットメントライン契約を締結しております。これらの契約には財務制限条項が付されており、抵触した場合、借入先からの通知により、期限の利益を喪失する可能性があります。主な内容は次のとおりであります。

前連結会計年度（2023年12月31日）

(1) リボルビング・クレジット・ファシリティ契約

①2022年12月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の単体の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、2021年12月決算期の年度決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

②2022年12月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の単体の損益計算書において、経常損益の金額を0円以上に維持すること。

当該契約に基づく債務の当連結会計年度末残高は、短期借入金66,000千円であります。

(2) コミットメントライン契約

①2023年12月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の連結及び単体の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、前年度決算期の末日における純資産の部の合計額の90%以上に維持すること。

②2023年12月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の連結及び単体の損益計算書において、経常損益の金額を0円以上に維持すること。

当該契約に基づく債務の当連結会計年度末残高は、短期借入金100,600千円であります。

当連結会計年度(2024年12月31日)

(1) リボルビング・クレジット・ファシリティ契約

①2023年12月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の連結の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、2022年12月決算期の年度決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

②2023年12月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の連結の損益計算書において、経常損益の金額を0円以上に維持すること。

当該契約に基づく債務の当連結会計年度末残高は、短期借入金261,000千円であります。

(2) コミットメントライン契約

①2023年12月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の連結及び単体の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、前年度決算期の末日における純資産の部の合計額の90%以上に維持すること。

②2023年12月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の連結及び単体の損益計算書において、経常損益の金額を0円以上に維持すること。

当該契約に基づく債務の当連結会計年度末残高は、短期借入金370,600千円であります。

※5 その他のうち、契約負債の金額は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当連結会計年度 (2024年12月31日)
契約負債	165,387	129,312

(連結損益計算書関係)

※1 販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下額は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
売上原価	△7,695	△36,328

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
給料手当	611,164	788,255
広告宣伝費	617,444	733,359
賞与引当金繰入額	176,445	193,591
退職給付費用	16,235	28,892

※3 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
機械装置及び運搬具	8,933	247
計	8,933	247

※4 固定資産除売却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
機械装置及び運搬具	1,669	5,403
計	1,669	5,403

※5 固定資産圧縮損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
機械装置及び運搬具	631	1,038
計	631	1,038

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	2,955,000	—	—	2,955,000

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年8月14日 取締役会	普通株式	50,235	17	2023年6月30日	2023年8月31日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年3月28日 定時株主総会	普通株式	50,235	利益剰余金	17	2023年 12月31日	2024年 3月29日

当連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	2,955,000	—	—	2,955,000

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年8月14日 取締役会	普通株式	50,235	17	2024年6月30日	2024年8月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年3月28日 定時株主総会	普通株式	50,235	利益剰余金	17	2024年 12月31日	2025年 3月29日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び現金同等物の期末残高は、連結貸借対照表に掲記されている現金及び預金残高と一致しております。

(リース取引関係)

1 ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

主として、カラー複合機であります。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また資金調達については主に銀行等

金融機関からの借入れにより行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。借入金は、主に運転資金・設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日及び返済日は決算日後、最長で14年後であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。また、営業債務や借入金等は、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、担当者が所定の手続きに従い、債権回収状況について定期的にモニタリングを行い、支払遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

② 市場リスク(金利の変動リスク)の管理

借入金等については、市場金利の動向を継続的に把握することにより、金利の変動リスクを管理しております。

③ 流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

営業債務及び借入金等については、月次単位での支払予定を把握するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度(2023年12月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)長期借入金	2,042,859	2,037,682	△5,176
(2)リース債務	1,046	1,308	261
負債計	2,043,905	2,038,991	△4,914

当連結会計年度(2024年12月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)長期借入金	2,175,259	2,170,461	△4,797
(2)リース債務	3,967	3,960	△7
負債計	2,179,226	2,174,421	△4,805

(注1) 現金及び預金、売掛金、買掛金並びに短期借入金については、現金であること、および短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似することから、注記を省略しております。

(注2) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度 (2023年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,641,367	—	—	—
売掛金	214,182	—	—	—
合計	2,855,549	—	—	—

当連結会計年度 (2024年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,994,900	—	—	—
売掛金	285,056	—	—	—
合計	3,279,956	—	—	—

(注3) 短期借入金、長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度 (2023年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	1,438,000	—	—	—	—	—
長期借入金	666,240	1,140,831	65,936	33,936	33,956	101,960
リース債務	738	307				
合計	2,104,978	1,141,138	65,936	33,936	33,956	101,960

当連結会計年度 (2024年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	3,228,735	—	—	—	—	—
長期借入金	923,198	973,297	38,928	38,948	31,788	169,100
リース債務	690	690	690	690	690	515
合計	4,152,623	973,987	39,618	39,638	32,478	169,615

3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時間の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
前連結会計年度 (2023 年 12 月 31 日)

区分	時価 (千円)			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
長期借入金	—	2,037,682	—	2,037,682
リース債務	—	1,308	—	1,308
負債計	—	2,038,991	—	2,038,991

当連結会計年度 (2024 年 12 月 31 日)

区分	時価 (千円)			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
長期借入金	—	2,170,461	—	2,170,461
リース債務	—	3,960	—	3,960
負債計	—	2,174,421	—	2,174,421

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル 2 の時価に分類しております。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定拠出年金制度を採用しております。

2 確定拠出制度

当社の確定拠出年金制度への要拠出額は、前連結会計年度は 16,235 千円であります。当連結会計年度は 28,892 千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2023年12月31日)		当連結会計年度 (2024年12月31日)	
繰延税金資産				
未払事業税	30,541	千円	29,718	千円
賞与引当金	63,886		70,277	
税務上の繰越欠損金(注)	24,380		20,903	
未実現利益	17,260		30,758	
未払社会保険料	7,194		8,066	
販売用不動産評価損	2,651		12,563	
資産除去債務	4,726		9,788	
その他	5,900		6,359	
繰延税金資産小計	156,541		188,434	
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	△9,715		△16,761	
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△3,916		△2,734	
評価性引当額小計	△13,632		△19,496	
繰延税金資産合計	142,909		168,938	
繰延税金負債				
資産除去債務に対応する除去費用	9,368		14,170	
その他	1,188		—	
繰延税金負債合計	10,557		14,170	
繰延税金資産純額	132,352		154,767	

(注) 税務上の繰越欠損金及び繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2023年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(a)	—	—	—	—	—	24,380	24,380
評価性引当額	—	—	—	—	—	△9,715	△9,715
繰延税金資産	—	—	—	—	—	14,664	14,664

当連結会計年度(2024年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(a)	—	—	—	—	—	20,903	20,903
評価性引当額	—	—	—	—	—	△16,761	△16,761
繰延税金資産	—	—	—	—	—	4,141	4,141

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金 20,903 千円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産 4,141 千円を計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当連結会計年度 (2024年12月31日)
法定実効税率 (調整)	34.6%	34.6%
住民税均等割	0.3	0.2
評価性引当額の増減	△0.1	0.4
税額控除	△2.7	△2.4
軽減税率適用による影響額	△0.4	△0.3
その他	0.4	△0.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.0	31.9

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

グループ会社の店舗建物及び看板の不動産賃貸契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15～22年と見積り、割引計算による金額の重要性が乏しいことから、割引前の見積額を使用して資産除去債務の金額を算定しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)		当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	
期首残高	13,799	千円	28,492	千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-		-	
期末残高	13,799		28,492	

(収益認識関係)

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項 (セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度において存在する顧客との契約から当連結会計年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

	前連結会計年度	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	150,537 千円	214,182 千円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	214,182 千円	285,056 千円
契約負債（期首残高）	120,861 千円	165,387 千円
契約負債（期末残高）	165,387 千円	129,312 千円

契約負債は、リフォーム契約に基づいて顧客から受け取った手付金及び不動産売買契約に基づいて顧客から受け取った手付金の前受金であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、162,056 千円であります。

また、当連結会計年度において、契約負債が 36,075 千円減少した主な理由は、リフォーム工事取引による前受金が減少したものであります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が 1 年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、サービス別の事業部を置き、事業部ごとに取り扱うサービスについて事業活動を行っております。当社グループは、事業部を基礎としたセグメントから構成されており、「不動産仲介事業」、「リフォーム事業」、「戸建住宅事業」及び「アフターサービス事業」の4つを報告セグメントとしております。

「不動産仲介事業」は、主に不動産売買仲介を行っております。「リフォーム事業」は、主にリフォーム及び中古不動産の買取再販を行っております。「戸建住宅事業」は、戸建住宅の分譲販売を行っております。「アフターサービス事業」は、火災保険や生命保険の提案、中古車の買取・販売等を行っております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表を作成するために採用される会計方針に準拠した方法であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部売上高又は振替高は市場実勢価格に基づいております。

3 報告セグメントごとの売上高、利益、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

(単位：千円)

	報告セグメント					その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結財務 諸表計上額 (注) 3
	不動産 仲介事業	リフォーム 事業	戸建住宅 事業	アフター サービス 事業	計				
売上高									
外部顧客への売上高	2,361,806	3,237,504	3,923,362	406,176	9,928,850	72,870	10,001,720	—	10,001,720
セグメント間の内部 売上高又は振替高	390,582	—	—	28,617	419,200	4,200	423,400	△423,400	—
計	2,752,389	3,237,504	3,923,362	434,794	10,348,050	77,070	10,425,120	△423,400	10,001,720
セグメント利益	508,674	532,406	339,502	131,617	1,512,201	57,311	1,569,512	△78,423	1,491,089
セグメント資産	868,111	2,572,123	4,494,780	47,917	7,982,932	28,628	8,011,560	232,868	8,244,428
その他の項目									
減価償却費	11,815	411	6,461	739	19,428	—	19,428	9,672	29,101
有形固定資産及び 無形固定資産の 増加額	2,943	—	2,304	—	5,247	—	5,247	44,251	49,498

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、人事コンサルティング事業を含んでおります。

2. 調整額は以下のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額△78,423千円は、グループ会社の経営指導料1,385,431千円、各報告セグメントに配分していない全社費用△1,449,176千円、セグメント間取引消去高△14,678千円によるものであります。

(2) セグメント資産の調整額232,868千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産972,412千円、セグメント間消去高△739,544千円であります。

3. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント					その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結 財務諸表 計上額 (注) 3
	不動産 仲介事業	リフォーム 事業	戸建住宅 事業	アフター サービス 事業	計				
売上高									
外部顧客への売上高	2,754,079	3,641,101	4,738,238	786,405	11,919,825	86,388	12,006,213	—	12,006,213
セグメント間の内部 売上高又は振替高	462,089	36,959	—	22,123	521,172	4,200	525,372	△525,372	—
計	3,216,169	3,678,060	4,738,238	808,528	12,440,997	90,588	12,531,585	△525,372	12,006,213
セグメント利益	655,317	609,955	348,030	310,363	1,923,666	69,152	1,992,819	△280,744	1,712,075
セグメント資産	947,676	2,555,079	7,466,729	76,953	11,046,439	24,718	11,071,157	449,773	11,520,931
その他の項目									
減価償却費	15,682	554	4,879	690	21,806	—	21,806	13,074	34,881
有形固定資産及び 無形固定資産の 増加額	67,984	789	6,205	—	74,980	—	74,980	17,370	92,351

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、人事コンサルティング事業を含んでおります。

2. 調整額は以下のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額△280,744千円は、グループ会社の経営指導料1,553,608千円、各報告セグメントに配分していない全社費用△1,834,512千円、セグメント間取引消去高160千円によるものであります。

(2) セグメント資産の調整額449,773千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産864,261千円、セグメント間消去高△414,487千円であります。

3. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%を占める相手がないため、記載はありません。

当連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%を占める相手がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
1株当たり純資産額	1,186円14銭	1,530円82銭
1株当たり当期純利益	332円38銭	378円68銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	982,176	1,119,009
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	982,176	1,119,009
普通株式の期中平均株式数(株)	2,955,000	2,955,000

4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当連結会計年度 (2024年12月31日)
純資産の部の合計額(千円)	3,505,031	4,523,570
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	—	—
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	3,505,031	4,523,570
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数(株)	2,955,000	2,955,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	1,438,000	3,228,735	1.56%	—
1年以内に返済予定の長期借入金	666,240	923,198	1.76%	—
1年以内に返済予定のリース債務	738	690	—	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	1,376,619	1,252,061	1.79%	2026年～2036年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	307	3,277	—	2026年～2030年
合計	3,481,904	5,407,961	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

なお、リース債務については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、「平均利率」を記載しておりません。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	973,297	38,928	38,948	31,788
リース債務	690	690	690	690

【資産除去債務明細表】

明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、記載を省略しております。

(2)【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3)【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から同年12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3か月以内
基準日	毎年12月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年12月31日 毎年6月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	— — — — —
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店 無料
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告により行う。ただし、電子公告による公告をすることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合には、官報に掲載してする。
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年3月28日

株式会社フロンティアホールディングス
取締役会 御中

監査法人 **コスモス**
愛知県名古屋市

代表社員 公認会計士 新開 智之
業務執行社員

代表社員 公認会計士 小室 豊和
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社フロンティアホールディングスの2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フロンティアホールディングス及び連結子会社の2024年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、連結財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査役責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者

の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。